

翻
刻
『安政四年
在方御改正御用日記』

一、『安政四年 在方御改正御用日記』（鳥取県立博物館所蔵）より、岩室村成立に関わる史料を翻刻する。

一、史料の体裁は、つとめて原文の形にそうようにしたが、編集の関係で文字の大きさが改行・割り付けが異なることもある。

一、漢字・仮名ともに現行の字体に統一した。

一、適宜、読点および並列点を付した。

一、明らかな誤記・誤字は訂正した。

一、本文中の朱書きについては、すべて黒に統一した。

高草郡

(中略)

一、入百姓貳拾軒 新村御趣向

此分岩室之際え小屋懸住居

被 仰付御渡し之田畑左之通

畝数拾八町貳反五畝半歩

内

五字下吉山

六字岩室

七字細工田

八字賀露田

九字豊田

九町壹反七畝五歩半 安長村分

三町六反三畝拾三歩半 御上作廻地

内

五町五反三畝貳拾貳歩 自分所持

七拾六字中河原姿

八拾壹字上河原

貳町六畝貳拾八歩

四反八畝貳歩 御上作廻地

内

壹町五反八畝貳拾六歩 自分所持

拾六字はたち

拾七字中間岩室

貳拾三字岩室

貳拾四字大坪

四町九反三畝 湖山村分

九畝六歩 御上作廻地

内

四町八反三畝貳拾四歩 自分所持

七拾六字中河原姿

八拾壹字上河原

貳町七畝九歩 賀露村分

壹町壹反拾六歩 御上作廻地

内

九反六畝貳拾三歩 自分所持

九字岩室飛傍示

拾八歩

吉山村分

自分所持

内ノ拾八町貳反五畝半歩

内五町三反壹畝七歩半

御上作廻地

残而拾貳町九反三畝貳拾三步

自分所持

此分新村為御趣向被成御引取

候二付、為代地左之通被遣

安長村分

御上作廻地之内

田五町六反程

貳村分自分所持

差出し候者え

秋里村分

御上作廻地之内

田壹町六反程

南隈村分自分所持

差出し候者え

湖山村分

御上作廻地之内

田四町九反程

湖山村分自分所持

差出し候者え

賀露村分

御上作廻地之内

田壹町程

賀露村分自分

所持差出し候者え

四口ノ拾三町壹反程

多少甲乙見計夫々え

御渡被遣

一、入百姓貳拾軒

新村御趣向

此分岩室之際え小屋懸住居

被 仰付

内

壹軒

中ノ上

安長村

手代三郎右衛門次男

五兵衛

(以下十八軒中略)

右之者共岩室村入百姓、先達而

取極候場所え小屋懸住居被

仰付拾六人分左之通被遣

一、銀札四貫八百目

小屋懸料

一、同貳貫四百目

農具代

一、米拾九石貳斗

作扶持

右入百姓之もの共、小屋敷地変種

間損銀被遣候様願出候二付、左之通

被遣候事

一、銀札百貳拾目

小屋懸敷地変

種間銀二而被遣

残而老軒 此分止

七月四日

一、左之趣去月廿七日御家老中え申達候処

直ニ御聞届相濟候二付、高草郡御郡役え御郡奉行

安藤惣右衛門連名、左之通申遣し候事

高草郡安長・湖山・賀露・南隈右

四ヶ村傍示境之田畑、右何れ之村々

よりも相遠く、開作行届不申年々

致違作候二付、右田畑為手入、右安長・

湖山両村分字岩室と申所え新規

出百姓申付、先拾八軒程小屋懸ヶ仕候積二

御座候、然ル処締合不宜儀も御座候二付、

此度御領内限岩室村と唱へ別村え被

仰付候様申上候

但し御聞届被遣候ハ、御高物成下札書

分ヶ相渡申候、此段も申上置候

御郡仕出し

然は安長・湖山両村分字岩室と

申所え、新規出百姓拾七軒先達而

小屋懸住居被 仰付置候処、締合

不宜儀も有之ニ付、先御領内限岩室

村と唱へ別村え被 仰付候間、左様

相心得、此旨可被申渡候、依而右人別之内

村役人取極名前可被申達候、右

猶以右拾七軒之者共、岩室村え

新根帳拵へ元村之根帳面は夫々

為消可被申候、以上